

①保育教諭確保のための保育士資格取得支援

- ・新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となることが見込まれる者の保育士資格取得に要する費用及び④の事業を活用し幼稚園教諭免許状を取得するために大学に通学する保育士の代替職員の雇用に要する費用を助成。

[補助基準額] 養成施設受講料:養成施設の受講に要した経費の1/2(1人当たり上限10万円)

代替職員経費:1日当たり7,210円(公立施設対象外)

[対象] 認定こども園又は当該施設への移行を目指す施設

- [主な補助要件]
- ・対象施設に勤務する者が、R4年3月末までに養成施設において教科目の受講を開始すること
 - ・保育士登録後、認定こども園又は当該施設への移行を目指す施設で1年以上勤務すること

②幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に対する支援

- ・幼稚園教諭免許状を有する者を対象に、保育士資格取得に要する費用を助成。

[補助基準額] 養成施設の受講に要した経費の1/2(1人当たり上限10万円)

[対象] 受講者又は当該受講者が勤務する施設

- [主な補助要件]
- ・受講者又は対象施設に勤務する者が、R4年3月末までに養成施設の受講を開始すること
 - ・保育士登録後、保育所、認定こども園等で1年以上勤務すること

③保育所等従事者の保育士資格取得に対する支援

- ・保育士資格を有していない保育所等の従事者を対象に、保育士資格取得に要する費用を助成。

[補助基準額] 養成施設の受講に要した経費の1/2(1人当たり上限10~30万円)

[対象] 事業の対象となる保育従事者が勤務する保育所等(公立施設対象外)

- [主な補助要件]
- ・受講者又は対象施設に勤務する者が、R4年3月末までに養成施設の受講を開始すること
 - ・保育士登録後、保育所、認定こども園等で1年以上勤務すること

④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- ・新制度の円滑な実施に向け、保育教諭となることが見込まれる者の幼稚園教諭免許状取得に要する費用及び①の事業を活用し保育士資格を取得するために養成施設に通学する幼稚園教諭の代替職員の雇用に要する費用を助成。

[補助基準額] 養成施設受講料:大学の受講に要した経費の1/2(1人当たり上限10万円)

代替職員経費:1日当たり7,000円(公立施設対象外)

[対象] 認定こども園又は当該施設への移行を目指す施設

- [主な補助要件]
- ・対象施設に勤務する者が、R4年3月末までに大学において教科目の受講を開始すること
 - ・幼稚園免許状交付後、認定こども園又は当該施設への移行を目指す施設で1年以上勤務すること